

# 入所利用料金表 (令和1年10月1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

(日 額)

3 階・4階フロアをご利用の方	要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です		介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)						
		自己負担金		居住費	食費	日用品費	教養娯楽費	合計		
		基本型	強化型					基本型	強化型	
多床室	要介護1	831円	882円	740円	1,730円	190円	232円	3,723円	3,774円	
	要介護2	883円	961円					3,775円	3,823円	
	要介護3	948円	1,028円					3,840円	3,920円	
	要介護4	1,003円	1,088円					3,895円	3,980円	
	要介護5	1,061円	1,147円					3,953円	4,039円	
	特別室 又は 個室	要介護1	752円	796円	1,850円	朝食380円 昼食710円 (間食含) 夕食640円	190円	232円	4,754円	4,798円
		要介護2	800円	873円					4,802円	4,875円
		要介護3	867円	939円					4,869円	4,941円
		要介護4	922円	1,000円					4,924円	5,002円
		要介護5	977円	1,060円					4,979円	5,062円
第3段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円	650円					
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		1,310円	(負担上限)					
第2段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円	390円					
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円	(負担上限)					
第1段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		0円	300円					
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円	(負担上限)					
加算料 金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2階フロアをご利用される場合、上記料金に <b>82円</b> が加算されます</li> <li>○当施設では栄養マネジメントを実施しているため、上記料金に <b>15円</b> が加算されます</li> <li>○入所された日から30日間に限り、上記料金に <b>33円</b> が加算されます</li> <li>○外泊時には、1日 <b>388円</b> 又は 1日 <b>858円</b> とあわせて、上記料金の「<b>居住費</b>」を徴収いたします</li> <li>○入所期間が1ヶ月を超えた利用者に退所後の療養指導を行った場合 <b>429円</b> を徴収します</li> <li>○入所期間が1ヶ月を超えた利用者に退所後の主治医又はケアに情報提供を行った場合 <b>536円</b> を徴収します</li> <li>○入所期間が1ヶ月を超えた利用者のご自宅に訪問し、自宅での生活指導を行った場合、退所前・退所後それぞれに <b>494円</b> を徴収します</li> <li>○指示書を作成して、訪問看護ステーションに提出した場合 <b>322円</b> を徴収します</li> <li>○療養食の提供を行った場合 1日3回を限度として <b>7円</b> が加算されます</li> <li>○嚥下機能障害があり誤嚥される恐れのある方に特別な管理を行った場合、厚生労働大臣が定める基準に従い月に <b>429円</b> 又は <b>108円</b> が加算されます</li> <li>○処方薬の減少について主治医に報告した場合、1回を限度として <b>134円</b> が加算されます。</li> <li>○入所された日から3ヶ月間に限り、短期集中リハビリ加算として上記料金に <b>258円</b> が加算されます</li> <li>○認知症であると医師が判断した場合、入所された日から3ヶ月に限り、認知症短期集中リハビリ加算として上記料金に <b>258円</b> が加算されます</li> <li>○居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日 <b>37円</b> 又は <b>50円</b> を加算します。 (当施設における在宅復帰率等が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合のみ)</li> <li>○緊急治療が必要な場合、<b>556円</b> を月3日を限度として徴収します</li> <li>○夜勤を行う看護・介護職員の数に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 <b>26円</b> を徴収します</li> <li>○ターミナルケアを実施した場合、<b>172円</b> 又は <b>879円</b> が加算されます</li> <li>○厚生労働大臣が定める基準に適合し、日常生活に支障をきたすおそれのある利用者にケアを提供した場合、認知症専門ケア加算として1日 <b>4円</b> 又は <b>5円</b> が加算されます</li> <li>○認知症の専門機関に診療情報を示す文書を添えて紹介した場合、<b>376円</b> が加算されます</li> <li>○看護・介護職員の占める割合が厚生労働大臣の定める基準に適合する項目に基づき、<b>20円</b> 又は <b>13円</b> あるいは <b>7円</b> が加算されます</li> <li>○歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合、口腔衛生管理加算として 1月 <b>97円</b> が加算されます</li> <li>○入所期間が1ヶ月を超えると見込まれ、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅に訪問し退所に向けた施設サービス計画の策定等を行った場合、<b>483円</b> 又は <b>515円</b> が加算されます</li> <li>○肺炎等に対し投薬、注射、処置等を行った場合、1月に7日間を限度として、<b>257円</b> 又は <b>515円</b> が加算されます</li> <li>○認知症の行動や心理症状があり、在宅での生活が困難で緊急に入所した場合、7日間を限度として、<b>215円</b> が加算されます</li> <li>○診療情報提供書等を地域連携診療計画管理病院等へ提供した場合、<b>322円</b> が加算されます</li> <li>○再入所時に退所前の栄養管理と異なり病院等の管理栄養士と連携して計画を策定した場合 <b>429円</b> が加算されます</li> <li>○低栄養状態にある場合、会議を行い栄養管理方法等の計画を策定した場合、1月 <b>322円</b> が加算されます</li> <li>○継続的に入所者の褥瘡管理をした場合、3月に1回を限度として <b>11円</b> が加算されます</li> <li>○排泄に介護を要する利用者に、その原因を分析し支援計画を実施した場合、1月 <b>108円</b> が加算されます</li> <li>○厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護老人保健施設サービス費の単位数の1000分の39に相当する単位数 又は 1000分の29に相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 又は (ア) で算出した単位数の100分の90 又は (ア) で算出した単位数の100分の80に相当する単位数 と 1000分の21に相当する単位数 又は 1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算されます。</li> </ul>									
その他の費用	特別室	4,400円(税込)		理美容	カット	2,600円				
	個室	3,300円(税込)			パーマ	3,700円				
	2階個室	室料差額なし			顔剃り	700円				
	4人部屋	室料差額なし			毛染め	3,700円				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種診断書： <b>3,300円</b>      ○左記以外の診断書： <b>1,100円</b>      ○行事費： <b>実費</b></li> <li>○以上料金を示したものの以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します</li> </ul>									